

■役員報酬・退職手当の支給基準 参考資料

●他県の状況(※平成21年度給与改定前のもの)

	常勤役員 理事長・外部専任理事										非常勤役員			職員兼務役員 役員手当		
	報酬月額 (上段:理事長 下段:理事)		手当 (理事長・理事 共通)				退職手当 (理事長・理事 共通)			報酬額						
			通勤手当	単身赴任手当	その他の手当	期末特別手当	① 原則	② 特例	再任時	区分	理事	監事	通勤手当			
静岡	1,065,000	—	—	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末特別手当】	評価対象	在職1年につき報酬1カ月の額	—	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす	月額	15万	10万	職員兼務役員の規定なし あるいはあっても支給しない
福井	890,000	—	減額特例 当面△10%	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末手当】	—	在職1年につき報酬1カ月の額	—	職員の例	①任期毎に支給 ②支給しない		30,000		
滋賀	994,000	—	増額特例 県学長→理事長 1,065,000	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末特別手当】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%	評価対象	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす		30,000	あり	
奈良	900,000	—	減額特例 当面△4%	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末手当】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%	評価対象	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす		25,000	職員の例	
三重	843000の範囲内	—	減額特例 当面△2% (理事長のみ)	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【賞与】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%	評価対象	職員の例	①任期毎に支給 ②支給しない		30,000		
宮城	994,000	—	減額特例 ~H22年度△5.5~9%	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末特別手当】	評価対象	支給されない				30,000			
和歌山	829,000	—	—	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末手当】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%	評価対象	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす	日額	24,000		
島根	1,066,000	—	減額特例 ~H23年度△18%	○	—	—	月額145% × (⑥150% ⑩170%) × 在職率 【期末手当】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%			規定なし		30,000		
岡山	994,000	—	減額特例 ~H24年度理事長△18% 理事△10%	○	○	住居手当	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【賞与】	評価対象	在職1年につき報酬1カ月の額 (調整額有)	—	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす		30,000	なし	
大分	①728,000 ②784,000 ③843,000 ④922,000 ⑤994,000	—	減額特例 ~H18年度△2%	○	○	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【賞与】	評価対象	在職月数 × 月額の10%	評価対象	職員の例	①任期毎に支給 ②支給しない		30,000		
熊本	①728,000 ②784,000 ③843,000 ④922,000 ⑤994,000	—	—	○	—	—	月額145% × (⑥160% ⑩175%) × 在職率 【期末手当】	—	在職月数 × 月額の12.5%(理事長) 10%(理事)	評価対象	職員の例 【評価対象】	①②とも、引き続き在職したものとみなす		30,000	なし	
青森	—	—	減額特例 ~H20年度△6%	○	—	寒冷地手当	月額145% × (⑥160% ⑩170%) × 在職率 【期末特別手当】	—	職員の例	—	職員の例	規定なし		30,000	あり	
岐阜【案】	840,000	—	岐阜県と同水準	○	○	—	月額145% × (⑥145% ⑩165%) × 在職率 【期末特別手当】	評価対象	在職月数 × 月額の12.5%	評価対象	職員の例	①②とも、引き続き在職したものとみなす	日額 年額	30,000(理事) 450,000(監事)	あり	なし

○退職手当中、「原則」とは外部からの役員の場合を規定、「特例」とは法人職員から役員になった場合を規定

●役員報酬等整理【規程案】

	報酬の種類			報酬	手当		退職手当
	常勤	専任役員	外部役員(プロパー) 法人職員 → 役員 県職員 → 役員		通勤・単身赴任手当	期末特別手当	
役員	常勤	専任役員	外部役員(プロパー) 法人職員 → 役員 県職員 → 役員	報酬月額 (現行の水準)	職員給与と規程の例により支給	役員報酬規程の規定により支給(★)	在職月数 × 報酬月額の12.5% 法人職員退職手当の例により支給 県職員退職手当の例により支給
	非常勤	理事 監事	職員兼務役員 学外役員	役員としての報酬・退職手当は支給せず、職員としての給与・退職手当を支給する。	非常勤役員手当(円) 理事 30,000/回 監事 450,000/年	【通勤手当のみ】 職員旅費規程の例により支給(費用弁償)	—

(★) 6月・12月に支給。(報酬月額 + 報酬月額の20% + 報酬月額の25%) × 145%(6月)・165%(12月) × 在職期間率

[参考] 国の指定職俸給表と県教育職給料表（一）（6級）と先行事例等における適用事例について

国号俸	県号給	俸給（給料）月額（円）		適用官職	都道府県・独法等適用事例 ※国立大学法人はH16.5月現在での状況	H21 人勸後 支給額(※) (千円・以内)				3病院 適用(案)	看護大 適用(案)
		現行	H21 人勸			月額	賞与	年間計	退手1年		
8	—	1,221,000	1,207,000	事務次官、人事院事務総長、警察庁長官、金融庁長官 他	○国立大学法人理事長多数（千葉大、東工大、一橋大、新潟大、金沢大、神戸大、岡山大、熊本大 他）	1,207	5,560	20,044	1,811		
7	—	1,142,000	1,138,000	警視總監	○国立大学法人理事長多数（弘前大、山形大、群馬大、信州大、島根大、徳島大、長崎大、琉球大 他）	1,138	5,242	18,898	1,707		
6	—	1,066,000	1,063,000	外局（庁）の長官、各府省審議官、会計検査院事務総局次長 他	○公立大学法人理事長（静岡県、島根県） ○国立大学法人理事長多数（岐阜大、愛知教育大 他）	1,063	4,897	17,653	1,595		
5	5	994,000	991,000	○国立病院（ナショナルセンター）総長×6 他	○公立大学法人理事長（滋賀県、宮城県、岡山県） ○岐阜県情報科学芸術大学院大学 学長 ○国立大学法人で理事の上限とする例多数	991	4,565	16,457	1,487		
4	4	922,000	919,000	内部部局（官房、局）の長 他 ○国立病院（ナショナルセンター）病院長×3		919	4,233	15,261	1,379		
3	3	843,000	<b>840,000</b>	外局（庁）の次長 他	○公立大学法人役員（三重県）（843,000円以内） <b>○岐阜県立看護大学学長（現行）</b> ○国立大学法人理事多数（岐阜大、東京外語大 他）	840	3,870	13,950	1,260	理事長	理事長
2	2	784,000	782,000	人事院指令で定める官職 ○国立病院（ナショナルセンター）病院長×5 ○国立療養所園長×5	○国立大学法人で常勤監事の上限とする例多数	782	3,602	12,986	1,173	副理事長	
1	1	728,000	<b>726,000</b>	人事院指令で定める官職	○公立大学法人理事（滋賀県、宮城県） ○公立大学法人役員（大分県、熊本県、青森県） ＝1～5号給相当額から理事長が決定	726	3,344	12,056	1,089	理事	理事

※「適用事例」には、国指定職俸給表に準じた報酬表・給料表を定めている事例のほか、国指定職俸給表中の俸給月額と同額（ほぼ同額のものを含む）の報酬額・給料額を設定している事例を含む。

※「適用事例」の各団体において報酬額・給料額に対する臨時的抑制措置が行われている場合があるが、ここでは考慮していない。

※ 賞与・退職手当（在職1年分）の金額は、各号俸の俸給月額をもとに、今回定めようとする4法人の賞与・退職手当の計算方法及び地域手当(3%)を仮に適用した場合の金額（試算額）を記載している。

※ 賞与及び年間総支給額には地域手当(3%)の影響を含めているため、地域手当が支給されない下呂温泉病院法人及び看護大学法人では、表示の金額よりやや少なくなる。